

そういう意味におきまして、やはりその部分も手当して修正ということは私は必要だと思いますし、そのことがなければ、実態というものが即して四社でやつていただけるかという見通しを、国民がなかなか待ちづらいんだろうと私は思います。

時間があと二分なので最後に申し上げますけれども、私は、結論的に申しますと、もし今の人でいくと、実際は、小さい特定局とか簡易局といふのは、銀行代理業、保険代理業ができるなくなつて、結果としてやつていくことができないんだからモデルでやつていけるといふうに書写真をお考えなのか、それを最後にお伺いしたいと思います。

○竹中中国務大臣 特定郵便局を含む郵便局会社の郵便局で提供されるサービスにつきましては、まず郵便について、これは法律上、郵便事業会社に対して、郵便窓口業務を郵便局会社に委託することを義務づけるということありますから、その局のビジネスの一つのコアの部分として義務づけられた郵便窓口業務というのが存在するということになります。

今重要な役割を占めております貯金、保険の業務に関しては、これは、みなし免許を付与するに当たって、最低限、移行期間をカバーする長期安定的な代理店契約、そして保険募集委託契約があること、これを免許の条件として付すということにしておりませんので、このよな免許条件によって、郵便貯金銀行、郵便保険会社の郵便局会社への業務委託が長期にわたり担保されている。これも一つのビジネスのあり方を担保するものであろうかと思います。

その後は、郵便局ネットワークの重要性、新たな前の店舗網やその募集体制をつくる。これは、銀行、保険などでは膨大なコストがかかりますことを踏まえますと、やはり全国一括の代理店契約が維持され、基本的には、これに基づいて、各郵便局において、コアとしての郵便以外

に、引き続き貯金、保険のサービスが提供される

といふには私は考えますけれども、それでも仮に過疎地などの一部の郵便局で貯金、保険のサービス提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して、地域にとって必要な高いサービスの確保を図ることとしている。

これは、先ほど、お金もうけを中心にしていう御指摘がありました。もちろん収益性を上げていいだけことは重要でございますが、同時に、郵便局会社、郵便事業会社は、これは社会的な役割を担っているということで、それを果たしていただけけるような枠組みも同時につくっております。

加えて、ネットワークは我々やはり大変な資産だと思っておりますから、これを活用して幅広い事業を営んでいただいて、經營もよくする、そして利便性も高める、そのような形をぜひ可能にしていきたいと思っております。

○伊藤(他)委員 これで質問を終わります。

○伊藤(他)委員 この際、お詫びいたします。各業界のため、政府参考人として内閣官房内閣審議官羽村廣弘君、内閣官房内閣審議官平賀義教君、内閣府大臣官房審議官山本茂樹君、内閣府大臣官房会計課長大森義夫君及び財務省主計局法規課長向井治紀君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤(他)委員 衝撃的なと認めます。よって、

そのように決しました。

○二階委員長 次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 五十嵐文彦君でございます。私は、実は時事通信社の記者をかつてしておりまして、もう三十数年国会審議を見てまいりましたし、永田町の取材それから霞が関の取材をしてまいりました。私のこの長い経験の中で最も頭のいい

い政治家は、私は竹中さんだと思っております。

大変頭の回転の速い答弁をされます。それで私もつて尊敬しているわけではありません。竹中さんは非常にうまく答弁をされるけれども、詐術、だましのテクニックが非常に駆使されています。そういう意味で、まあ何と頗るいい人だろ

う、こう思つてゐるわけですが、それによつて国民党がだまされている面がたくさんありますけれども、私は、なかなか説せないなどこう思つています。

その説明にまず申し上げたいと思いますけれども、週日、六月十三日の本委員会で同僚の辻憲委員が、六月二十四日付のフライデー、それから予算委員会、内閣委員会での質問をもとに、いわゆる参議院選挙の際のマル平マークTシャツ、これは明らかに平蔵さんの平ということを意味して

いる公職選挙法違反の選挙活動ではないかという指摘をさせていたいたいたら、竹中さんのお答えが、「このマークでありますけれども、これはボスターや名刺などに使用したものではございません」。とおっしゃるわけですね。確かに、ボスターと名刺には使っていないらしいんですね。そして、このマル平は平蔵の平ではなくて平和なんだ、平に輸んだところおつしやつてある。それから、

平成の平であり、平のサラリーマンの心がわかる政治だ、こうおっしゃっているんですね。平蔵の平を連想させるものではないということを強く主張され、かつ、名刺やその他ボスターに使ってないからいいんだということを言われているんですね。出てまいりました。お手元にお配りした資料をおぬくりいただきたいと思います。

一ページ、「ここに現物がございます。これは、選舉期間中に、実は銀座のマリオング前で、竹中さんがいるところで、目の前でスタッフがお配りになりました。証紙についているのがおわかりになります。証紙つきのビルの前であります。証紙つきのビルの前かけをした御本人が写つておりますし、そして、裏面を見ますと、鬼の平蔵、私の平蔵と書いてあります。

私は、実は時事通信社の記者をかつてしておりました。私のシングルマークではございません。○五十嵐委員 それでは、なぜ鬼の平蔵、私の平蔵とわざわざお名前の方で入つてているんですか。わざわざそのときにマル平のマークが入つていて、これは明らかに、イメージとして平蔵を植えつけよ

これは明らかに、鬼平羽林隊、長谷川平蔵さんを意識して、それと同じ平蔵なんだ、そして鬼の面と仮の面があるんだということを強調して、そのときに自身のマル平マークをつけた写真が載つている。これは明らかに平蔵の平じゃないです

なったということだと私は思いますけれども、そのよなことではございません。これは、本委員会であなたがうそをおつきとかいらるるな」とおっしゃいますが、そのよなことではございません。これは、本委員会であなたがうそをおつきとかいらるるな」とおっしゃいますが、そのよなことではございません。

○竹中中国務大臣 私がだましたとかうそをおついたとありますけれども、この丸と平という漢字は、竹中のシンボルマークでございません。丁シャツのデザインについては、これをつくったスタッフによると、平和などをイメージしたもの、これは既に御答弁をしたとおりでござります。

お尋ねの写真ですけれども、これはピラの表紙とかに使ったものはございません。中折りの、スペースにすれば八分の一か六分の一程度のスペースのこれはスマップ写真ですね。このスマップ写真は、三年前の消費者月間用に私が八百屋に扮した、八百屋に仮装したとき撮影したもので、これは、衣裳はスタイルストートが貸し衣装として用意したものでございます。つまり、架空の八百屋の架空の屋号でございます。八百屋に扮したときのスタイルストートが用意した、架空の八百屋の屋号でございます。世間ににはこのマークの屋号が数多くあるようでございますが、当然、竹中家の屋号でもないし、ボスター、名刺にも使われていない。

いずれにしましても、この丸と平という漢字は私がおわかりになります。私は時事通信社の記者をかつておりました。私のシングルマークではございません。○五十嵐委員 それでは、なぜ鬼の平蔵、私の平蔵とわざわざお名前の方で入つてているんですか。わざわざそのときにマル平のマークが入つていて、これは明らかに、イメージとして平蔵を植えつけよ

うとする選挙戦術としか思えないじゃないですか。これが許されるなら、例えば、私は五十嵐でござりますから、マル五のマークをそこらじゅうで使って、これは五十嵐ではなくて五輪なんだ、平和の象徴なんだ、オリンピックなんだとこう言えば、何でも通りてしまうということになってしまふ。こんなこと、許されるはずがないじゃない

がやはり入ってくる、重要な個人情報が入るとい  
うこともあるし、長期契約であるから、代理店が  
途中でつぶれたり何かすると困るということもあ  
るし、廃止されたりすることもあるし」ですが  
ら、責任を持つために生保は、これは独自に本社  
で契約をしている。

それを一緒にこのにして代理店で一括してやつたら、トラブルが起きたときに一体お客様さんは、窓口の会社がこう言ったから。例えば、変額保険もありますけれども、元金の保証されない商品も

るに使う、選舉、選舉のときに使う、それから、これをわづくりになるときには平蔵の平は思い出せなかつた、そういうことなんですか。

○竹中四郎大臣 まあ、鬼の平蔵、仮の平蔵、鬼の竹中、仮の竹中よりは鬼の平蔵、仮の平蔵の方方がころがりいいからそのような言葉を使ったんだと思ひます。

生社へ行くべきだと思ふ。医者はお医さんなんですね。それから窓口会社の社員が困ると思うんです。そういうことが想定されるので、損保と生保と一緒にいた。これは、損保は代理店が十分できると思いますけれども、生保についてはそう簡単に窓口委託契約なんかできないでしようといふお話、いわんや、ほのかのものと一緒にやることはできないでしようといふことをお話ししたけれども、そのときもお答えになつていません。今のでも、確実に伊藤さんの質問にお答えになつていいな。

それは、言だから例えば安心ができる、疾病情報といったものは漏れないというような安心感があるけれども、これは民になつたらそうではないでしようということもあって、なかなかこの窓口会社というモデルは、一見いいようでいて、実際にはやつたら難しいですよというお話をしたけれども、十分にお答えになつていません。あとはうまく会社の経営者がやるでしょうとか、そういう逃げ方をするんですね。これも逃げ方のテクニックの一つだと思うんですが、そういうことを盛んに駆使をされる。

今のことについてとりあえず、ほかにもたくさん実はお聞きしたいことがあるんですが、お答えください。

○竹中固務大臣 今の御指摘、損保と生保は同じではない、これはもう私は五十嵐委員の御指摘は正しいと思います。損保、生保、これは商品特性が違うところがありますから、そういう点はやはり十分に注意をして制度設計をしなければいけませんし、いろいろなルールを決めていかなければいけないというふうに思っております。

同じ問題、今言われた、生保の場合はやはり長期契約であって云々といふような話、銀行の窓口での販売等のときも、これは五十嵐委員にも委員会等で御議論をいただいたんだというふうに思います。そういう点も含めて、これは当然問題意識は我々持っております。しかし同時に、これは損保よりは難しい問題があるというふうに思いますが、かといってこれは全くできないかというと、そのようには考えていないわけでございます。

御指摘のような商品特性をしっかりと踏まえた上で、代理募集の仕組みがつくれるよう、これは金融庁の方で御議論いただくこともあると思いますし、我々もその具体的な指導をぜひしていきたいと思っております。

○五十嵐委員 ですから、それもこれから考えるんだということで逃げるんですけど、実は、金融コングロマリット化とか、あるいは金融業以外の部 分も含めて他業禁止を外していくというような事態になると、世界に類を見ない変な会社社会といふか経済社会ができる上りますねと。ですから、これを何の心構えもなく、何の意思決定もないままに金融コングロマリット化をやすやすとはとどまるようなそういう方針を一体どこで決めたんですか。そういうことをする前にやらなければいけないさまざまな法制度等の作業があるでしょう、手続もあるでしょう。それをやらないで、いきなりなし崩し的にこういうところから金融コングロマリット化の方向だと、あるいは、いわんやその

先の、何でもありの銀行優先社会をつくる方向に持つていかねないことをやること自体が最大の問題だということを私は指摘をし続けてきたんですが、その前に、これも後でやりますが、やはり詰めておかなければいけないところがありますので、お話をさせていただきたいと思います。

盛んに書かれている、この郵政民営化の広報をめぐる問題なんですが、昨年の十二月十五日にこの案が出されたという整理になつております。お手元に、その十五日の提案書そのものの一枚目、「一枚目だけお示しをしてありますので、見ていただきたい」と思ひます。

有限会社スリード社と、株式会社オフィスサンサーラ、これは大崎さんという方がやられているんです。ですが、途中でおおりになつてこの仕事から抜けられたわけですが、共同提案という形になつております。これは私、全文持っております。提案書の全文を持ておりますが、この随意契約を私どもは、これは会計法二十九条違反、そしてまた、最後のページから一枚目ですかね、載せておりますが、予算決算及び会計令の九十九条の六と、いうのがあるんですね。「これは、『契約担当官等は、随意契約によろづとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徵さなければならぬ』」という規定もございます。そして、会計法二十九条の規定は、平たく言えば、よっぽどのことがない限りそれは競争入札が原則であると。それで、緊急を要するときは少數の者で指名競争をしてもいいと。それから、随意契約もあり得るけれども、随意契約の場合は極めて限られているんだ。これは、緊急性と、ほかに競争がないという独創性といいますか、それがなければならないんだという極めて厳しい限定がついているわけでござります。ところが、この両方にひっかけて、緊急性もあり、そして独創性もあるから随意契約をしたんだ、こういう筋立てに政府側はなつているんです。

ところが、この十二月十五日の「郵政民営化・合意形成コミニケーション戦略(案)」というの

を最後まで読みますと、余り具体的な提案じゃないんです。実は、インフォメーショングラフィックスという手法が使われている、これは極めて特異な技法だから、これは特別で、このスリード社しかやらないんだというかのことを御答弁があつたと私は思いますが、私は、そうではない、まずその独創性の方も問題がある、こう思つています。

私、インターネットで調べました。そしたら、

インフォメーショングラフィックスというのは、今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときからもう出ていて、本が何冊も出ています。それから、大学でも授業が行われています、インフォメーショングラフィックスの。ですから、かなりの人がこのインフォメーショングラフィックスという手法については熟達していますし、そこを聞いても、そのスリード社の社長の谷越さんという名前なんか出てこないんですね。木村さんといふ教授の方が第一著として大変有名でありますけれども、谷越さんはこれに就んで出てきたりはしてきておりません。そして、私が調べたところによると、極めてこれは今ボビュラーに使われている手法であるということが判明をいたしました。

これについて、今までの林委長ですか、あるいは中城準備室長ですかね、この手法が極めてユニークで、ここしかできないからこそに隨意契約をせざるを得なかつたんだという御答弁はそのまま変更はないのかどうか、私の話を聞いた上でお答えいただきたいと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。

今の五十嵐委員の御質問は、隨意契約を結んだ理由の一つとして、私どもが内容の斬新さということでインフォメーショングラフィックスなどを挙げているということについて、そうではないのではないかというお話と思いますが、當時、郵政民営化が、今もそうでござりますけれども、最も要課題でありまして、それをタスクフォースとしてどうやって積極的に広報していくかというこ

とでやつてきましたわけでござります。

そうした中で、今お話をございましたように、これは私どもが、十五日にも、十五日というのは先週の十五日でござりますが、お答えしましたよう、十二月十五日にスリード社からタスクフォースに対しまして企画が提案されました。これは、通常の新聞、雑誌の媒体などものとは違う、斬新すぐれたものと総合的に判断して、これを実施したわけでござります。

その上で、今のお話をございますけれども、判

断に当たりましては、折り込みチラシという媒体が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が高い、また、精読率、じっくり読むという率が高いと判断したわけでござります。また、さらに、折り込みチラシという媒体について……(発言する者あり)今お答えいたしているわけでございまして、それが、その折り込みチラシという媒体におきまして、今のインフォメーショングラフィックスとして、今までのところ、そういうグラフなどを、そのままグラフといいますか、グラフなどを、そのままグラフといふ形ではなくて、わかりやすい形で表現するそうですが、そのものでございますが、これは政府広報として、今のインフォメーショングラフィックスでございますか、グラフなどを、そのままグラフといふ形ではなくて、わかりやすい形で表現するそうということ、それから、今までのところ、折り込みチラシという媒体自体が、新聞に比べまして保存され読み返される可能性が高い、また、精読率が高いたと判断したわけでござります。また、今までのところ、それが、そのものでございますが、これは政府広報として、今までのところ、折り込みチラシの内容の提案がスリード社からあつたんですか、なかつたんですか、簡潔にお答えください。

○林政府参考人 この折り込みチラシの広報につきましては、十二月十五日に企画案が提出されました後、十七日時にアーリングを始め、連日精力的に打ち合わせを行つたわけでござります。そういう中でいろいろな意見のやりとり、それはあつたと思いますけれども、最終的に採用することとしたのは、確かにアーリング氏のよう、日本政府広報に出演することの少ないタイプのタレントを起用する、そういう企画全体を総合的に勘案したということでござります。

○五十嵐委員 今のは全くお答えになつていません



○林政府参考人 今おっしゃいましたわけでござりますけれども、そういう真偽が定かでないものについてちょっとコメントできないわけでござりますけれども、私が申し上げたいのは、このお話をもととなっておりますラフ案、イメージ案でございますけれども、それは十一月二十八日に開廷いたしましたけれども、私が申し上げたいのは、このお話を言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起こしてください。

○林大臣官房政府広報室長、再答弁を求めます。

○林政府参考人 ただいま、真偽が定かでないといふようなことを申し上げましたことにつきましては、取り消させていただきます。

ただ、私が先ほどから申し上げておりますのに、十二月二十八日にラフ案があり、そういうそれまでのいろいろな相手との情報交換、詰めてきた中で、これが斬新なアイデアとして政府広報として適当であるという判断をしたということでお申し上げておるわけでございます。

○中城政府参考人 十二月二十四日付の文書について、これが斬新なアイデアとして政府広報として適当ですが、これは作成はいつかということでおこなっていますけれども、この手続は、決裁書に付ける資料でございまして、この決裁書は十二月二十八日付の決裁文書を作成する前につくったといふこととござりますので、恐らく一月の、ちょっと日程はわかりませんが、その時期につくられたものだと思います。(発言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○二階委員長 速記を起こしてください。

中城内閣審議官、再答弁を求めます。

○中城政府参考人 十二月二十四日付の資料の事務手続を申し上げましたが、十二月二十四日につくられたのではないという点では訂正いたしました。

○五十嵐委員 時系列で一応整理されたペーパーがありましたよね。あのときに、この紙の日付だ

いますけれども、そういう真偽が定かでないものについてちょっとコメントできないわけでございません。それで、私は申し上げたいのは、このお話を言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起こしてください。

○林大臣官房政府広報室長、再答弁を求めます。

○林政府参考人 ただいま、真偽が定かでないと申しますけれども、それは十一月二十八日に開廷いたしましたけれども、これはやはり、どこへ出でたということだと思います。(発言する者あり)

けわざと抜かしてあるんですよ。だからおかしいと思うんですね。そういうまかしをやろうとするかられるんですよ。私どもはきちんと調べていますから。

もうおわかりになっていると思うんですが、あなた方は私の資料がうそだと言わんばかりのことをおっしゃいますけれども、これはやはり、どこにでも義理を感じる人はいるんですよ、アンフェアなことをやれば。これは違法性は固却されますが、完全に法に反したことをするのを告発するため情報提供する方がおられるということがどうぞ思いますが。それで、私はかなりのものを入手しておりますけれども、十分に注意をしておりましたから、決して正義に反するようなことをおやりにならないということが大事だと思いますが。

そこで、なかなかお立場からはこれが内部資料だということをお認めになりがたいとは思ふんですけど、だから事実に即して話をしましようといふ話をしてるのであって、私が最初にお示しをした⑤の資料、スリード社からの資料、これはお認めにならないというお立場ですか。それとも、この内容が先ほど言ったラフ案というのと同じか違うか、そのことだけお伺いをまずしたいと思います。

○林政府参考人 御答弁申し上げます。

この⑤と今おっしゃった、そういうことではなくて、ラフ案が、先ほどから私申し上げておりますように、十二月二十八日に、手書きの絵、イメージの絵であつたけれども出てきていたります。

○五十嵐委員 全部答えていいんですね。

では、そのことについても聞きましよう。その手書きのラフ案はどういう手段で来られましたか。直営会社で持ってきたんですか。それから、そのラフ案を提出できますか。それから、もう一つの方に答えていませんから。

○林政府参考人 今、十二月二十八日のラフ案、確かに来ておるんですけども、あるかないかと言われましても、それはちょっとと捜してみないとわからないということでござります。

〔発言する者あり〕

今、ラフ案についてのお尋ねでござります。これにつきましては、捜して出すように努力いたします。

○五十嵐委員 今ここに、この私が示した資料の中に示された事実が、実際に室長が認識されていました。

○林政府参考人 再度申し上げますけれども、ラフ案というのは絵がかかれておるわけでございません。

○五十嵐委員 この絵がお示しした文書の内容が事実と相違しているかどうかをお伺いしているんですね。これはいつものことなんですけれども、要するに、当人しか知り得ない事実が入つていれば、それは事実なんですよ。

例えば、大日本印刷に断然で凸版印刷と調整をしているなんということは本人以外にはわから

ないんです。そうでしょう。私は知り得ないです。勝手にこんなものをつくれるはずがないんであります。ですから、これは事実かどうかを確認させてもらいたいということを言つてゐるんです。そうすれば、この文章が本物の文書かどうかおわかりになります。勝手にこんなものをつくれるはずがないんであります。そこで私は私の資料がうそだと言わんばかりのことをおっしゃいますけれども、これはやはり、どこにでも義理を感じる人はいるんですよ、アンフェアなことをやれば。これは違法性は固却されます。完全に法に反したことをするのを告発するため情報提供する方がおられるということがどうぞ思いますが。それで、私はかなりのものを入手しておりますけれども、十分に注意をしておりましたから、決して正義に反するようなことをおやりにならないということが大事だと思いますが。

○五十嵐委員 午後にまたこの質問を残します。

○二階委員長 午後一時から委員会を開催するところとし、この間、休憩いたします。

午後零時二分休憩

の前に、この資料はあなたの考へておることに合っているのかどうかと聞かれていることに對して、合っているとか。

○林政府参考人 私が申し上げておりますのは、ここにお示しになつてあるものとラフ案は違うわけでございます。このラフ案といふものにつきましては、今から捜してお出しするようになつします。

○五十嵐委員 午後にまたこの質問を残します。

○二階委員長 午後一時から委員会を開催するところとし、この間、休憩いたします。

午後零時二分休憩

○二階委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お詫びいたします。

各業界のため、参考人として日本郵政公社理事會尾根徳君、日本郵政公社理事伊藤高夫君、預金保険機構理事長水田俊一君及び全国銀行協会常務理事吉澤哲君の出席を求める意見を聽取し、政府参考人として金融庁監督局長佐藤隆文君、総務省郵政行政局長鈴木康雄君及び法務省民事局長寺田達郎君の出席を求める意見を聽取いたしました。

○二階委員長 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二階委員長 そのように決しました。

○二階委員長 質疑を行ないます。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

○二階委員長 午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

政府広報室におかれましては、要求した資料を短時間におろえをいただきまして、ありがとうございました。

これを見せていただきましても、これで大体規らぐらいかかるとか、写真にどれくらいかかる

は難しいと考えられるところがなかなかわかるのです。けれども、これは、ある意味ではほかのところに發注してコンペをする時間もあつただらうし、これだったら当然コンペできたと思ひますね。

本来ならば、コンペをし、相見積もりをとつて競争させるというのが筋だと思いますが、もう一度言いますけれども、これではかにかわりがないということをどうやって御判断されたんでしようか。

(本部書類) おそれいたします  
今、十二月二十八日のラフ案、お手

思いますが、そういうラフ案、それを苦めましていろいろな鑑識を積み重ねてきたわけでござります。十二月の十五日、いや、厳密に言つと十七日です。以降でございますが。その中で、先ほどから申し

上げますように、インフォメーショングラフィックを政府広報に使うということについての革新さ、我々はそれを買って、二十一月二十八日にはそれを契約するということで合意に至ったということになります。

〇五十九番目 ですから、答弁になつていらないんですよ。

インフォメーションングラフィックス自体は極めてありふれたものだ。これを使える業者さんはたくさんいる。現実にちまたにあふれているという

ことを私は先ほど御説明申し上げたはです。ですから、インフォメーショングラフィックスを理解してこしかないというのはおかしいじゃありませんかという論理になつてゐるんですから、ですからこのラフ案だと、極めて簡単な手書きの案ですね、これだけでこしかないというのはおかしいじゃありませんかと、同様にきちんととしたデザインができます。あるいは編集ができる会社はたくさんあるはずですので、これをコンペにかける必要があつたのではありませんか、そうでなければ会計法、会計令に違反するのではありませんかということを言つてゐるわけですね。それについての御説明がないんですよ。

本当にテリー・伊藤さんという方が、やはり政府広報はややかたい部分があるということでちょっといつも気にしておるんですが、テリー・伊藤さんのような方は、こういうの出演していただける場合には非常に少ないタイプのタレントだ。まさに私は、それですと部下とも話しておったわけになります。

○五十嵐委員 答えが半分しかないんですね。私どもが言っているのは、ですから、テリー・伊藤さんと谷岡さんは、その谷岡さんルートでなければ得がたいそういう話だったんですか、そうでないでしょと。テリー・伊藤さんを強く推されたのは、竹中さんないし竹中さんの周辺の方々、その秘書官とかあるいは準備書類かもしれません、そういう方々のルートだったんだではないですかということを申し上げておるんですね。

○林政府参考人 そういう認識は本当にございま

それから、テリー・伊藤さんは谷越さんと直接関係があつたんですね。テリー・伊藤さんは、むしろ竹中さん周辺の御関係じゃないですか。

○林政府参考人 今おっしゃったようなことは、私はそういう認識ではございません。

本当にテリー・伊藤さんという方が、やはり政府

げておるわけでござります。

○五十五度委員 うそにうそを重ねていますね。あなた自身の部下が、「にっぽんNOW」という折り込み媒体があるじゃないかということを言つてい るんですね。そういう事実がございます。

それから、テリー伊藤さんは谷垣さんと直接面

体が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が高い、それから精読率が高いと判断したと。それから、今言いましたように、テリー・伊藤さんというような、日ごろ、政府広報では出演することの少ないタイプのタレントさんを起用する、そういうことを総合的に勘案したということを申し上

○本政府参考人　お尋ねでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、インフォメーショングラフィックはやはり私どもにとって新しい手法ということでござります。

それから、先ほど申し上げましたように、そういうことだけではなく、折り込みチラシという形

廿九

テリー伊藤という方は、そういう、特殊と言ふと申しますがございませんやや政府広報にしては珍しいタイプのタレントということで私はいいんじやないかと思つておったわけでござります。本当にそれに尽きます。

新だつたといふかうに今言われたけれども、折り込みは「つづぽんNOW」という折り込みを、それはやり方としては古いやり方の折り込みでありましたけれども、そういう折り込み媒体、いわゆる

フライヤーといいますけれども、折り込み媒体も既に政府広報室はお使いになつていてなんぢないんですか。ですから、そのこと自体が斬新だというわけではないでしようということを申し上げて

○林政府参考人　繰り返しになつて申しわけござ  
るんです。

いませんが、そういう折り込みチラシという媒体が、新聞に比べて保存され読み返される可能性が高いということ、それから読説率が高いと判断されたこと、それだけでもございませんし、インフォメーショングラフィックスということだけで

はございません、また、テリー・伊藤さんと  
だけではございません、そういうことを全部総  
合的に勘案したことなど、そこで、いまさらという

ことで採用するということを申し上げたとどうぞ」とござります。

○五十嵐委員 だから、それがスリード社と結びつくものじやないでしょ？ テリー伊藤さんを

使ひやり方を、あるいは電通なり博報堂なりだつてできたでしようし、ほかの広告会社もできたで

しかし、扱い込み媒体を使はないと云ふものは、かの編集プロダクションでもほかの広告代理店でもできない。よし、で十分のローバルが当

たり前じやありませんかといふことを口ひてゐる  
んですね。

そのことについては、なぜスリード社なのかと  
いうことが全然はつきりしないし、会計法にある

○五十嵐委員 答弁になつていらないんですね。  
では、先を続けますけれども、私どもは、この企画はそういうふうに理解をしておりますが、いかがですか。  
○林政府参考人 五十嵐先生の今お話はそういうことかと思いますけれども、私どもは、この企画はスリード社だからこそできたというふうに理解しております。  
○五十嵐委員 答弁になつていらないんですね。  
では、そこで急に間に合わなくなつて、六日に用紙の質疑で申し上げましたけれども、私が指摘したこの事実関係、大日本印刷に断られたから、ですから慌てて凸版印刷と協議を始めたとどうことで、そこで急に間に合わなくなつて、六日に用紙手配をしなければいけないから二十八日の実質要約合意が必要である、こういうことになつてゐるわけですが、この事実関係はお認めになるのかならないのか、もう一度お答えください。  
○林政府参考人 お答えいたします。  
印刷のルート、それから、そういうことなりいてもいろいろ努力をしているんだというふうなことは聞こえておつたと思いますけれども、もうそろいに尽きますが。  
○五十嵐委員 全く不誠実なんですね。  
それでは、これは、印刷は凸版印刷だつたんですねか、なかつたんですね。それはわかるでしよう。(発言する者あり)  
○五十嵐委員 では、遠記をとめてください。  
〔遙記中止〕  
○二瀬委員長 遠記を起こしてください。  
林大臣官房政府広報室長。  
○林政府参考人 凸版といふ」と云は、凸版印刷してやつたということについてはそのように記憶しておりますが、今言いましたように、いろいろなんですね、当事者でなければわからぬ情報、印刷という可能性は考えて業者として努力しておられたのかなと思いますが。  
○五十嵐委員 要するに、こういう経緯は、私どもは確実な情報がなければ手に入れられない情報ですね。ほかの選択肢がどうとを言つているんですね。ほかの選択肢がどうしてなかつたかという説明を十分にされていないと思いますが、いかがですか。

ざいます。

○五十嵐委員 ですから、大臣の方からかなり、大臣というよりは、むしろ準備室の方がかなりおせん立てをした内容なんですね。これは。ですか、実は政府広報室の皆さん、こういうやり方では危ないということでかなり抵抗やちゅうちょを示されているんです。

政府広報室から郵政民営化準備室あてに担当者のメールが行っているんですけど、その中

に、折込ちらしの件も、政府広報室としては、あ

えてニッポンナウがあるのに、全くあたらしいどこの局の骨だかわからんところと契約するこ

とにきめる場合は、それ相応の責任をつけて

ただく必要があるし、会計課に対してもつよう

な説明よりは当然準備室できちんと準備してい

ただくことになります。

まだ、S社だと時間がかかりそうだからって

急にあとから「ニッポンナウ」を大至急なんとかしる、なぜとまかりまちがつてもいいことはな

いようにしてください。

こういうメールが準備室あてに広報室から出で

るんですね。要するに、抵抗しているんですよ。余りにもひ

といじやないか、これは会計課に説明がつかない

じやないか、だから、説明がつくよう日に付等の

つじつまを合わせてくださいね。あるいは緊急

性と独創性のつじつまを合わせてくださいね、私

どもの方は責任持てませんよ、こういうメールが

出ているんですが、これは事実と違いますか。

○林政府参考人 個別のことと申しますより、先

ほど申し上げましたように、十二月の十七日に

ヒアリングを始めまして、そのときに、タスク

フォース、その中に、準備室、私ども、両方のス

タッフがいるわけでございます。その中でよいも

のをつくるためにいろいろな議論が闘わされた。

その中に今のようなものがあるんであれば、それ

は感情的なもので、言葉 자체は好ましくございま

せんけれども、いろいろな面から検討していたと

いうことは事実でございますので、今の、何とい

いますか、非常にいろいろな面から検討しておつ

て、その中にはやはり意見の違いも経過的には

あつたというようなこと、私もそれはある程度

あつたというふうには思いますが、このとお

に、先ほど言いましたように、斬新であり、私ど

もの政府広報として適当であるということで契約

をしたわけでございます。

○五十嵐委員 何書っているんだかさっぱりわからぬ答弁ですね。聞いている皆さんもわからな

いでしよう、今の答弁じや。要するに、なぜこう

いうことになったのか、私もなかなか推理が難し

いんですよ。

それで、これは広報の仕組みに連因があるん

じゃないかなと思うんですね。この広報予算とい

うのは、大体大枠を決めて、政府の重要課題です

から、郵政の改革、郵政民営化についてはこのぐ

らいの枠をとろうと枠取りを最初からしてあつた

例えは電通に枠取りがしてあつた、その枠取りを

途中で変えなきゃいけないので、どこの局の骨か

わからないと書いてありますけれども、余り実績

のないところに発生して、後で責任がかかるよう

なことはしたくない、こういふことだと思うんで

すね。そしたらと思うんですよ。ですから、その電

通の持ち分を引きはがすにはそれ相応の理由が要ります。そのためには、非常に力も要る。つまり、竹中さんなり、竹中

さんにかわる代理の方が電通と話をしなければならないことがあります。だから、その電

通を使つて、本当に私、それしか……

使うということであれば、そうなのかもしませんが。

○林政府参考人 お答えいたしました。

確かに、今、五十嵐委員からお話しありましたように、私どもは、重要な広報に使うというそういうお金がござります。しかし、初めからその仲

りがある。特に、電通の持ち分とかそういうことは全くございません。確かに、電通は業界で一

番大きいですから、お話を聞くというようなこと

もそれはありますけれども、ちょっと私、この紙

自体今あれでござりますが、それからもう一つ、これに関連するのでちょっととあれでござります

が、デマケという言葉、広報室長ではないデマケ

といふか何かは聞いたことがありますけれども、私は、広報室でデマケという言葉は、広報室長で

はござりますけれども、本当に知りません。た

だ、今、五十嵐委員がおっしゃったような意味で

使うということであれば、そうなのかもしませんが。

それで、ですから、ちょっと私も、もちろん個別があれで、これは本當に私は記憶にございません

けれども、これは本当に私は記憶にございません

ことは、意図的な、主観的なデッドラインであります。こういうことで緊急性が認められるのであれば、どんな予算でも、これはコントローラー

し、それは、いろいろな提案は出てくることはもちろんあるわけですが、本当に私、それしか……

(発言する者あり)

以上でござります。(発言する者あり)

○二階委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○二階委員長 速記を起こしてください。

○二階委員長 速記を起にしてください。

知する立場にないことを御理解いただきたいと思います。

○五十嵐委員 わざと待つてください。要するに、緊急性は個別に判断するんだと言うけれども、こんなに先の話を緊急だということはあるんですか。

しかも、実際には第二弾が用意されていて、第二弾は三月か四月にまくことになつた。第一弾は三月が四月にまくことになつた。第一弾は三月が四月にまくことになつた。第一弾は三月が四月にまくことになつた。

村上篤さん相手に第二弾をやることになつたんでじょう。合計三億円だったはずなんです、これは一億五千万円じゃなくて。第二弾は都合でやらねなんです。第二弾は「ですから、コンペしない」とその緊急性にひつかかるがら多分やめたと思うんですよ、緊急性にひつかかるから。そして、二月の六日のものも結局は二月の二十日になりました。延ばせたんですよ。一週間も延びちゃつたんです。

○向井政府参考人 お答え申上げます。私は、会計法の制度は所管してございますが、その会計法上、個々の契約につきましては、各省各府の長が責任を持って判断することとされていますので、詳細を承知する立場にないことを御理解いただきたいと思います。

○五十嵐委員 個別のことを西つていらないんですね。そういう一概論として「こんなに緊急性の解釈が幅広くいいんですか」ということを申し上げておるんですから、あるいは前例があるんですけども、こんなにさかのぼることが認められるんですね。さかのぼりについて、「では改めてお伺いします」。

それから、もう一つ重大なことは、これはやはりさかのぼつてある点ですよ。さかのぼつていますね。こんなにさかのぼることが認められるんですね。さかのぼりについて、「では改めてお伺いします」。

○向井政府参考人 契約につきましては、本来、その契約をされた日付にやることが本来のあるべき事だと思いますが、したがいまして、一概論を

申し上げれば、「さかのぼる」とは好ましいことではないと思ひます。

ただ、国の契約につきましては、森葉万葉、種々ござります。その個々の具体的なものにつきまして、さかのぼる合理性のあるものもあるもので、さかのぼったからという一言をもつては法だとは言えないと考えております。

○五十嵐委員 私、それもちろん法規課に聞いて確かめているんですよ。

さかのぼることはできるのは、例えば物理的な要素です。契約に郵送を使って、その郵便のやりとりの期間これさかのぼるということが可能ですか。それが郵便で、さかのぼったかと違う。それから、四月一日に一斉に各省庁で清掃等をする、そういう多量の契約を一週間にやるというときは、そんな集中的にやれませんから、合理的に後からさかのぼつて四月一日契約に直すということがあります。それから、二月の二日に自民党の総務部会で、決まりました。それで迷つたんですよ、二月の六日には、そんなどうかの問題点を、さかのぼる可能性があります。それから、文書の内容にわたくち、理由なくさかのぼるという例はないはずです。

どうしてこんなことが認められるんですかねと言つたら、不思議ですねと法規課の担当官は言わされました。不思議です、いろいろ質問があります

○五十嵐委員 ということを法規課自身が言つたんですよ。それは、不思議ですねと答つたところですが、これはかなり違法性が強いというふうなことがあります。これはかなり違法性が強いといったところだと思いますが、いかがですか。

○向井政府参考人 お答え申上げます。

一般論でございますが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、その日付でやるのが原則でござります。特に、長期にさかのぼるのは必ずしも好ましいことは思つてございません。

○五十嵐委員 先ほども言いましたように、最終的に、朝日オリコム社、これは朝日新聞の関係会社のようですが、朝日オリコムが実は折り込みの見積もりを出してきたのは一月の下旬なんですね。ですから、相当さかのぼつてあるんですね。これは、めちゃくちゃなさかのぼり方なんですね。こんなにさかのぼることが認められるんですね。さかのぼりについて、「では改めてお伺いします」。

○向井政府参考人 契約につきましては、本来、その契約をされた日付にやることが本来のあるべき事だと思いますが、したがいまして、一概論を

は、これは不思議でたまらないんですね。

それから、先ほど言いましたように、デッドラインも延びました。事実上デッドラインはなかつたと同じなんですね。二週間延ばしちゃつたんですよ。

○五十嵐委員 それはなぜ延びたかとお聞きしたときいろいろな問題が生じました。そのことは、資料の十三ページをごらんください。これは、役所の中いろいろ問題点を、さかのぼる可能性があります。それは、役所の中いろいろ問題点を、さかのぼる可能性があります。それは、役所の中いろいろ問題点を、さかのぼる可能性があります。

○竹中國務大臣 いろいろな議論をしているなかなか、広報をどのようにやるか、当時確かにいろいろな議論があったというふうに記憶をしております。

最後的には、国民に民営化があたかも立法府を含めた国全体として決定したかのような誤解を与えることのないようにすべきだという御建議がありました。それで、配布に先立つて、念のため、順次新聞発行し広告によりまして、これからも今までどおりのバラ色業を出しているものであります。それから、与野党政調会長さんの方から、いや、先細り論で統一しろこう言われて、先細り論に変更するかどうかというものが政府内で問題になつたんです。それで、條文をするかどうか、延期をするかどうかの問題点を整理したのがこの十三ページの表でござります。

○五十嵐委員 言いわけをするために先に別途新規の表でござります。

これは政府内部の検討でこうしたことになったんですね。それで、條文をするかどうか、延期をするかどうかの問題点を整理したのがこの十三ページの表でござります。

○中城政府参考人 この資料は、事務的に事務官が何か考え方を整理したものであるかと思いますけれども、五十嵐委員が言われたような、要するに、延期するかどうかということについての事務的な議論があつたということだと思います。

○五十嵐委員 要するに、この資料を事実と認めたということですね。今のは、そういうふうに解釈できると思うんです。

更ができないというお答えが事務官から上がつてきただけで、これは竹中さんが決断で、いや、もとの文章のまま修正もしないでしまえといふことで、二月の二十日に実はチラシ配布をすることがあります。

○竹中國務大臣 いろいろな議論をしていましたが、それで間違いました。それはなぜ延びたかとお聞きしたときいろいろな問題が生じました。そのことは、資料の十三ページをごらんください。これは、役所の中いろいろ問題点を、さかのぼる可能性があります。それは、役所の中いろいろ問題点を、さかのぼる可能性があります。

○五十嵐委員 表上は折り込み会社が持つたことになりますから、つまり、この保管料を折り込み会社が持つてももつかるということであれば、最初の見積もりがいいかけんであったという

ことなんですね。つまり、業者さんの言いなりに置かれて、これは三週間かけないといろいろな変

隨意契約したからそういうことができた。最初は、だつて二週間分の保管料を予定していないんですから。要するに、その分は利益で本当は乗つていただけなんですね。

ですから、それを折り込み会社が持つたとすれば、これはもう王手飛車とりみたいな話なんです。最初の契約がいいかげんであった、回費のむだ遣いであった。どうして契約し直して保管料を政府から正式に支出しなかったのか、これはわけがわからぬのですよ。これは、だから最初の随意契約が、随意契約というのはいかに危険なものかということの証明になるんですよ。いかがですか。

○林政府参考人 今は、その見積もりが審査をちゃんとしないなかったんではないかみたいにな……(笑言する者あり)申しわけございますが、私ども、という趣旨のお尋ねでございますが、私ども、ちゃんと審査して払っております。

○五十嵐委員 だつて、きちんととしたラフ案が一ヶ月七日まで出てこなかつたということを先ほどお認めになりましたし、見積書も一月十二日になつてやつと出してきた。しかも、一番肝心な折り込み料の見積もりは一月の下旬まで出てこなかつたと、こういうことなんですか、これはちゃんと審査したとは言えないんじゃないですか。それはもう明らかなことだらうと思いますよ。

ちゃんと審査したというのはどういうことなんでしょうかね。

○林政府参考人 先ほどからお答えしておりますように、私たち、十二月十五日に企画案が提出され、十七日にヒアリングを行い、年末まで精力的に向こうと情報交換をして、それで詰めてきたわけございます。その中で、どのぐらいのお金がかかるかということは当然ながら把握しておりますのでござります。

○五十嵐委員 それから、緊急性に戻りますけれども、結果として、十二月二十八日の交渉合意契

約日にお金が出たわけでもないんですね。それがわかれですから、結局それはアットラインではなく、その間の用紙の調達も結局印刷会社が持つたわけですよ。結果として、一月六日に用紙の手配は、契約があろうとなからうと実はできたわけですが、契約がいいかげんであったと。実質的にそうなんですよ、実質契約は後ですかのはって契約書ができたわけですから。そのかわりに、一月の六日に業者さんを各連絡は広報室に連れていつてあります。そこで、間違なく連れていつてあります。そこで、間違なく私の後ろには政府のお墨つきがありますから、この話は進めて大丈夫ですねということを証明してますよね。どうしてそこまでサービスするのかわからんけれども、スリード社が連れていつた二人の業者さんに面会して、確かに実質合意がもうできるから大丈夫ですよということを一月の六日にしているんじゃないですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

私、お答えしておりますよう、二月二十八日に間に方契約の合意に達しておるということで、一月六日と、そういうようことでございません。一月六日は、むしろ、年明け早々に紙を確保するという意味での一月六日でございまして、二月二十八日に実質的な契約の合意に達しておつたわけでございます。

○五十嵐委員 一日にスリード社の竹中社長は二人の業者さんを政府広報室にお連れになつて、確かに契約が成りそうですというお話を政府広報室の方で証明してあげたはずで、それとも、そういう事実はないと言ふんですか。

○林政府参考人 今のお尋ねでございますが、一月六日にスリード社が二人の業者の方を広報室に連れてきていたといふ話でござりますけれども、私は金を出すなんということはこれもあり得ない話でありますし、そんなことはしておりません。

○五十嵐委員 結局、正式な契約書がないのにやみからやみへ随意契約でいいかげんなことをやり、そしてその日付も、これは公文書ですから、

おかしいんですよ、こんなに長期にわたつてさかのほるなんといふことは、これが通るんだつたから、本当にみんな随意契約できててしまうというところを、実質的に広報室に面倒を見て貰えます。

手配は、契約があろうとなからうと実はできたわけですね。実質的にそうなんですよ、実質契約は後ですかのはって契約書ができたわけですから。そのかわりに、一月の六日に業者さんを各連絡は広報室に連れていつてあります。そこで、間違なく連れていつてあります。そこで、間違なく私の後ろには政府のお墨つきがありますから、この話は進めて大丈夫ですねということを証明してますよね。どうしてそこまでサービスするのかわからんけれども、スリード社が連れていつた二人の業者さんに面会して、確かに実質合意がもうできるから大丈夫ですよということを一月の六日にしているんじゃないですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

私、お答えしておりますよう、二月二十八日に間に方契約の合意に達しておるということで、一月六日と、そういうようことでございません。一月六日は、むしろ、年明け早々に紙を確保するという意味での一月六日でございまして、二月二十八日に実質的な契約の合意に達しておつたわけでございます。

○五十嵐委員 一日にスリード社の竹中社長は二人の業者さんを政府広報室にお連れになつて、確かに契約が成りそうですというお話を政府広報室の方で証明してあげたはずで、それとも、そういう事実はないと言ふんですか。

○林政府参考人 今のお尋ねでございますが、一月六日にスリード社が二人の業者の方を広報室に連れてきていたといふ話でござりますけれども、私は金を出すなんということはこれもあり得ない話でありますし、そんなことはしておりません。

○五十嵐委員 結局、正式な契約書がないのにやみからやみへ随意契約でいいかげんなことをやり、そしてその日付も、これは公文書ですから、

自分で書く暇がないから口述筆記にしたので、本來ならば自分の印税から口述筆記代を出せばいいところを、実質的に広報室に面倒を見て貰えます。その方法について、直接広報子算で出すのは、これは大臣の本業に別途お金を出すようなものだからできない、だから、やるとすれば高い上げしかねないだということを、だけれども高い上げの方が目立つとか後でやりとりがあるんですが、こういうことを書いているんですね。

私は、本来、いわゆる政府の民営化政策の広報は大臣の本業ですから、これで原稿料やあるいは印税を取ること自体が何か割り切れないなと思うんですが、口述筆記代まで税金で持たせようなんというのはとんでもない話だと思いますが、これでいるんですね。それで、この口述筆記代を、これにはいわば編集料ですね、どこから出すかといふことで政府部内でおもめになつてゐる様子が竹中さわれます。

九ページの資料をごらんいただきたいと思います。これは、政府広報室の方、下の方はお気の毒ですからわざとお名前を隠してありますけれども、本物でございます。井上秘書官と打ち合わせました結果、竹中大臣に次のように秘書官から伝えてもらうことになりました。

大臣は、本の緊急出版をするべく、懸念の編集者に口述筆記させるようなことを、二十二日のレクで口走つており、その「編集料」を、広報予算で面倒をみてもらいたい、とのことであつた。が、これについては、会計課とも相談したが、「全く」無理。結局、「高い上げ」しかりえない。よつて、出版社からその編集者に結果として払つてもらうしかありません。

なお、その場合、税金を投入するのだから、大臣のポケットに原稿料がはいるのは、違けるべきことも伝え、あわせて大臣に伝えてもらうこととなつた。

○五十嵐委員 そうなんです。広報室から抵抗を受けたものだから、広報室は、結局編集料は出せない、それから高い上げも難しい、そういうお返事だったのであります。そこで何度もやりとりが

ありますが、実質的に面接を見てもらいたいところを書類が大臣サイドから出されて、実質的にどううのは怖いんですけどもねと書いてあるんですね、政府広報室の方は。そういう話がある。

ほど出でてきた知識人対策論というのは何でしようかということにまたなってくるんですが、実は、事前に少し調査を私の方でもしているんです。これは、知識人対策論というのは、本当にうそつかわらないんですよ、政府側では、予算が余ったときにすぐに使えるように、シンボルジウムといいますか、そういう知識人の会議をするための費用として枠をとっているんだけれども、今年度は、今までと違つて、これらは使いませんで、ここに

○林政府参考人 知識人対策という言葉でござい  
うふうに言つてゐるといふ話があるんです。これは本当にですかね。それとも、知識人対策というのがあって、例えば、これは電通の文書に開陳して出でますから、電通に最初から知識人対策費として渡して、その中で、向こうで、電通の方で、広告会社の方で適当にその対策をやってくれ、こういうことなんでしょうか。その辺の事実関係をお調べをいただきたい、こう思つています。  
す。

ますけれども、いわゆる有識者の方に御理解を乞うた  
ただくという、政府広報の中でいわゆるターゲッ  
ト別のことはござりますから、それは概念として  
ござりますけれども、私どもの今の記憶では、  
今、五十音表記で、一や二、三や四、五や六、七や八、九や十、

はおりません。それから、今、電通の幹としてあるのではないかみたいなお話をあって、それはございません。

確認しようと思えばできると思う。井上さんは  
こにおられますから、確認をしていただきたい  
と思いますが、いかがですか。確認をしていただ  
て、理事会へ御報告いただけますか。お詫びく  
さい。

〇五十嵐委員 それは直接ないという意味ですか、それとも、例えば、広報はほかのグループがありますよね、内閣広報もありますし、あるいは連絡室とも連絡はありますから、その経由でも会

く何の連絡も入っていませんか。そんなことはないはずですね。記録が残っているはずです。それは電通から直接にはないのかもしれませんけれど

〇五十九回　よくわからんんですか、有識者にターゲットを合わせて広報をそれなりに考えてるという御答弁でした。それはお金を使わないでおやりになるんですか、それともお金を使っておやりになるんですか。

ということはあり得ないんですが、どうですか。  
それから、先ほど、時間の関係で一点統けて申し上げて申しわけないんですけども、要するに、知識人対策というのは見たこと聞いたこともないような答弁が最初だったんですが、今、知識人対策はありますという答弁に変わっているんですね、ここも。有識者に御理解をいただきためニアリ、アーリーとしておられる、いわゆる

○五十嵐委員 ちょっとよくわからなくなつてき  
ります。

が、それは、知識人対策なんというのは聞いたこともないという答弁ともう食い違っているんじやないですか。知識人対策五千万という数字は、ではどこから出てきたんですか。これは私がつくった数字じゃなくて、私はそんなことは何も知らな印度ですか、これは政府内部の数字なんですよ、政府部内で流れている数字なんですよ。これはどういう数字なんですか、それです。

○林政府参考人 申しわけございません。知識人対策というような熟語があるような感じで私が言つたとしたら、それは申しわけございませんが、私がさつき申し上げましたのは、私どもは、

○林政府参考人 お答えします。

はやはり有識者の方、知識人対策という言葉は、先ほど言いましたように、ちょっと私が知つてないというようなことを言えばそれは本当に申しわけございませんし、有識者という方々に、やはりそういうターゲットは、広報はそれなりにまた考へる必要があるという一般的なターゲット別とい

カレハ日本にはござります。  
ですから、もうござることと思ひますが、た  
だ、五千万円どりであつたとか、もうござることは  
全くございません。

ます。

○五十嵐委員 いや、だから、そのターゲットを考えてターゲットに実際にどうやって伝えられるんですか。ターゲットを、ターゲットというとは的ですかねらい擊つわけですよね。どうやつてねらうですか、何をねらうんですか。

○林政府参考人 さつきから申し上げているターゲット別というのは、やはり、私ども広報をやつしていく上で悉く基本になると思つております。ですから、若い人に訴えるべきときには、やはりその若い人が接觸率の高い媒体を使うとか、そういうような意味で、若い人という一つのカタゴリーがあつてそれがターゲットになる、そういう一概論はあるということを申し上げているわけでございます。

○五十嵐委員 どうもわけのわからぬ答弁で。

それから、なぜその日にちに随意契約をしたのかも、随意契約の日にちをなぜこんなにさかのばつたのかも全然わかりません、解説ができます。不思議なことだらけでございますので、引き続ぎやらせていただきたいと思います。

最後に、一点だけ具体的にちょっとお伺いをしたいんですけども、一つは、簡易郵便局というの全国で四千四百ばかりあって、そのうち個人が三千三百ぐらいいあるんですが、これは民間なんですね。それで、民間の方々は、十三万ぐらいのお金で、金銭的には全く恵まれていないんですけども、地域のために一生懸命、半分ボランティアでお仕事をされている。この人たち、民間企業の金もうけのためには、もうそんなことをやるんだつたら、町へ出でていって別の職業をした方がいいやという方の方が多いと思うんです。

ですから、この民間の簡易郵便局を民間会社になつた郵便局会社が引きとめることはできない。民間を、これを無理やり法律でつなぎとめてそのネットワークを維持するといふことはできないはずなんですね。ですからこれは、いわゆるネットワークの水準を維持することを旨とするといっても、全然その法律の枠の中には入らない話、やめ

たいと言えればやめいかざるを得ないんではない

かな、こう思つんです。

現実に、これは民間では、民間といつても個人ではないですが、私の地元でも一ヵ所農協さんですからねらい擊つわけですよね。どうやつてねらうですか、何をねらうんですか。

○林政府参考人 さつきから申し上げているタ

ますは官房長官に、会期延長をして初めての委

員会なのですからお伺いしたいんですけど、国会

が会期制をとっている趣旨について、政府としていく上で悉く基本になると思つております。ですから、若い人に訴えるべきときには、やはり

その若い人が接觸率の高い媒体を使うとか、そ

ういうような意味で、若い人という一つのカタゴ

リーアがつてそれがターゲットになる、そういう

一概論はあるということを申し上げているわけ

ございます。

○五十嵐委員 どうもわけのわからぬ答弁で。

それから、なぜその日にちに随意契約をしたのかも、随意契約の日にちをなぜこんなにさかのばつたのかも全然わかりません、解説ができます。不思議なことだらけでございますので、引き続ぎやらせていただきたいと思います。

最後に、一点だけ具体的にちょっとお伺いをし

たいんですけども、一つは、簡易郵便局とい

うのが全国で四千四百ばかりあって、そのうち個人

が三千三百ぐらいいあるんですが、これは民間なん

ですね。それで、民間の方々は、十三万ぐらいの

お金で、金銭的には全く恵まれていないんですけども、地域のために一生懸命、半分ボランティア

でお仕事をされている。この人たち、民間企

業の金もうけのためには、もうそんなことをやる

んだつたら、町へ出でていって別の職業をした方が

いいやという方の方が多いと思うんです。

ですから、この民間の簡易郵便局を民間会社に

なつた郵便局会社が引きとめることはできない。

間、民間の話だから、やめたいと書つたら、もう

それをとめる手ではないでしょうかということを

申し上げているので。

終わります。

○中塩委員 次に、中塩一宏君。

○中塩委員 民主党の中塩一宏です。

だに尽くせないと」となつたら、「通常国会

を閉めて、みんな一度おののの選挙区に帰つて、国民の声、有権者の声をちゃんと聞きましよ

う、それが本来の国会の持つていてる会期制の趣旨述べいただきたいと思います。

○細田国務大臣 お答えいたします。

国会は、西うまでもないことでございますが、

唯一の立法機関であり、國體の最高機關であります。国会が会期制をとっている趣旨については、どういうふうにお考えになつておのかをまずお述べいただきたいと思います。

○細田国務大臣 お答えいたしました。

国会は、西うまでもないことでございますが、

唯一の立法機関であり、國體の最高機關であります。国会が会期制をとっている趣旨については、どういうふうにお考えになつておのかをまずお述べいただきたいと思います。

○細田国務大臣 お答えいたしました。

国会は、西うまでもないことでございますが、

唯一の立法機関であり、國體の最高機關であります。国会が会期制をとっている趣旨については、どういうふうにお考えになつておのかをまずお述べいただきたいと思います。

○細田国務大臣 この重要な郵政民営化関連法案につきまして、大変提出時期がおくれましたこと

です。国会が会期制をとっている趣旨については、どういうふうにお考えになつておのかをまずお述べいただきたいと思います。

○中塩委員 お答えは御容赦をいただきたいとい

うことですけれども、皆さんは与党の一員なわけ

ですね。

私は、まず初めに申し上げなきいかぬと思つ

ているのは、今の広報の随意契約の問題もしかり

です。こうやって与党の中でもいろいろな意見

がいっぱい出でているわけですね。あらかじめ百五

十日ということで会期が設定をされ決まりでいる

のなら、ちゃんと審議が十分にできるように、

もっと早目に提出をされればいいはずなんです

よ。それが、四月二十七日まで提出自体がおくれ

てしまつて、そしてこういう形で、審議の時間が

なくなつて、多数を頼んで会期延長をすること

となります。そのためには、最早やむを得ない

ことになります。そこで、私は本来の会期制とい

うのは、それは私は本來の会期制といふのとは

違うと思うんですね。(発言する者あり)

今、山崎篤頃から、何で審議拒否をしたんだと

いうふうにおつしやつておられるからちょっとお

話をしたいんですけども、会期が決まつているから

そ、やはり野党は長く延ばそうとする、そして与

党は早くしょろとするのは、それは当たり前の話

ですね。でも、早くしょろとするふうに皆さんがお

考えたくなつたって、やはり世論が、関心はあつ

たって成立はほんでないといふようなことがあ

るからこそ、皆さんだって現実問題として審議を

急いでいるわけじゃないということになるわけな

んです。

だから、本当は、百五十日たつても審議がいま

いつても慣用が一番大事だ、そういう意味から、